

令和 5 年度  
一般廃棄物処理実施計画

玖珠九重行政事務組合

# 令和5年度 一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び玖珠九重行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成19年玖珠九重行政事務組合条例第34号）第3条の規定に基づき、令和4年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

## 1. 基本方針

### ① 一般廃棄物の処理

#### ・ごみ処理

- (1) 収集または直接搬入されたごみは、可燃物は焼却、不燃物は埋立てることを原則とする。
- (2) 不燃物中に含まれる金属等の有価物は回収して資源化し、埋立地の延命化を図る。
- (3) 焼却残渣は、リサイクルできる以外のものについて不燃物とともに埋立処分し確実に覆土する。
- (4) ビン類については容器包装リサイクル法に基づく資源化を図る。
- (5) ペットボトルについては再生業者により国内において資源化処理を行う。
- (6) 乾電池、蛍光管などの廃棄物は、焼却系統に排出されぬよう分別収集を徹底し、資源化を図る。
- (7) 搬入された特定家庭用機器再商品化法に該当する廃家電品4品目については指定引取場所に搬入する。
- (8) 最終処分場からの放流水は安全で確実な処理を行う。

#### ・し尿処理

- (1) 搬入されるし尿、浄化槽汚泥の安定処理を行う。
- (2) 放流水は安全で確実な処理を行い、良質な処理水の放流を行う。
- (3) 生産された汚泥発酵肥料は、全量農地還元を行う。

#### ・共通事項

- (1) 処理設備から発生する臭気を外部に漏らさないよう努める。
- (2) 環境・排出基準を遵守し、適正な一般廃棄物処理を行う。
- (3) 一般廃棄物処理に係るトータルコストの縮減に努める。

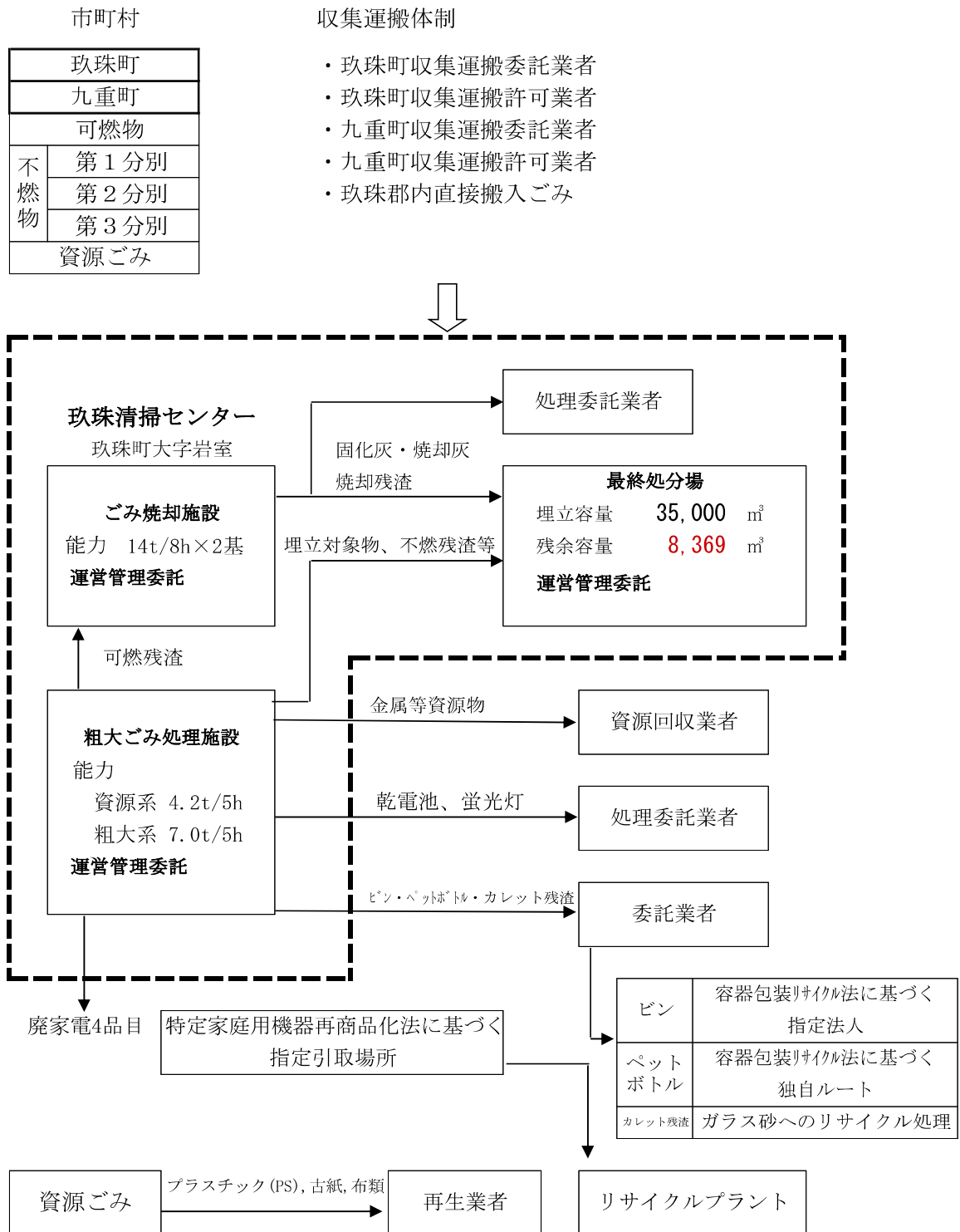
### ② 収集、運搬

- (1) 玖珠郡内より発生するごみについては、両町の収集運搬計画により行う。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬については、計画的且つ効率的な収集を推進する。
- (3) 一般廃棄物処理施設の安定的な運営を行うため、可能な限り、浄化槽汚泥の搬入量の減量化に努める。

## 2. ごみ処理計画

- ・当組合におけるごみ処理計画は、玖珠郡(玖珠町、九重町)全体を対象とする。
- ・収集、運搬については、各自治体が策定する収集運搬計画による。

### (1) ごみ処理計画フロー図



(2) 収集運搬計画

市町村	収集主体	収集計画及び収集業務	搬入先
玖珠町	玖珠町	玖珠町において収集運搬計画を策定し、収集業務を委託で行なう。	○玖珠清掃センター ・ごみ焼却施設 ・粗大ごみ処理施設 ・最終処分場 玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手2068-1 ○資源回収業者
九重町	九重町	九重町において収集運搬計画を策定し、収集業務を委託で行なう。	

(3) 中間処理計画

中間処理は、可燃物、不燃物、資源物ごとに処理するものとする。

- ① 可燃物は、資源化可能な物を除き、焼却炉において全量焼却処分する。
- ② 不燃物は、資源化可能な物を除き、埋立処分とする。
- ③ 搬入された粗大ごみは、粗大ごみ処理施設（粗大ごみ処理系）で処理する。
- ④ 搬入された資源物については、粗大ごみ処理施設（資源処理系）において資源化処理する。
- ⑤ 有害物（乾電池、蛍光管）の処分は委託業者に委託しリサイクルを行う。
- ⑥ 各リサイクル法の趣旨に基づき資源の有効利用を行う。

焼却施設：

玖珠清掃センター

所在地： 玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手2068-1

型式	能力	処理計画
ストー方式	28 t / 日 (14 t / 8H × 2基)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2町分を処理する。</li> <li>・ 委託により全量を処理する。</li> <li>・ 年間焼却量 <b>6,413 t</b> を見込む。</li> </ul>

粗大ごみ処理施設：

玖珠清掃センター粗大ごみ処理施設

能力		処理計画
ガラスビン・缶 ペットボトル処理系 4.2 t / 5H	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ処理系 7.0 t / 5H	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2町分の粗大ごみを処理する。</li> <li>・ 委託により全量を処理する。</li> <li>・ 処理後の鉄、アルミについてはプレス後売却する。</li> <li>・ ビンは容器包装リサイクル法に基づき指定事業者へ引き渡す。</li> <li>・ ペットボトルは再生業者により資源化処理する。</li> </ul>

#### (4) 最終処理計画

- ① 最終処分は、中間処理の段階において最大限の資源化を図ることで減量化し、埋立処分を行い延命化を図る。
- ② 放流水は、浸出水処理設備において関係法令に定める基準値を遵守し処理を行う。

最終処分場：

玖珠清掃センター最終処分場

所在地： 玖珠郡玖珠町大字岩室字持井手2068-1

全体容量： 35,000m<sup>3</sup>

残余容量： 8,369m<sup>3</sup>

浸出液処理能力： 40m<sup>3</sup>/日

処理方法	埋立計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・流量調整</li><li>・生物処理</li><li>・物質処理</li></ul> 凝縮沈殿、砂ろ過、微量有害物除去 活性炭吸着、薬品吸着、消毒	<ul style="list-style-type: none"><li>・2町分を処理する。</li><li>・焼却残渣、不燃物を埋め立てるものとする。</li><li>・埋立計画量 968 m<sup>3</sup> (含覆土)</li></ul>

#### (5) 一般廃棄物の減量及びリサイクル推進の方法

- ① 衛生主管課を通じ、ごみの減量化、資源の有効利用、再資源化等を総合的に対策を講じる。
- ② 玖珠町、九重町の広報等を通じ住民に情報提供を行う。
- ③ 処理委託業者並びに資源回収業者に対し、廃棄物に対する意識の高揚を図るため、指導、啓発を行い、一般廃棄物の適正処理を行う。

### 3. し尿処理計画

・当組合におけるし尿処理計画は、玖珠郡(玖珠町・九重町)全体を対象とする。

#### (1) 収集運搬計画

- ① 玖珠郡内で収集したし尿、浄化槽汚泥の収集は、許可業者による収集運搬とするが、施設処理能力に応じ、搬入時は量的、質的な変動を極力抑制する。
- ② 玖珠郡内で収集した浄化槽廃油トラップ内の油分等については、搬入制限を行うものとする。

市町村	収集主体	収集範囲	し尿収集計画量	浄化槽汚泥 収集計画量
玖珠町 九重町	玖珠九重 行政事務組合	玖珠郡全域	2,376 kL/年	16,968 kL/年
収集方法		収集日数	搬入先	
許可業者による直接収集 (2業者)		玖珠環境衛生センターが休日 以外の日を受付を行う日	玖珠環境衛生センター 玖珠郡玖珠町大字戸畑字中釣152	

#### (2) 収集運搬許可業者名

許可要件	会社名	代表者名	住所
浄化槽汚泥 及びし尿	(株)玖珠環境センター	井原 武廣	玖珠郡玖珠町大字塚脇49番地の12
し尿	(有)玖珠環境衛生社	井原 武廣	玖珠郡玖珠町大字塚脇49番地の12

#### (3) 処理計画

- ① 玖珠郡内で収集したし尿、浄化槽汚泥の処理は、玖珠環境衛生センターで処理する。
- ② 槽内清掃時に発生する汚泥等については、委託業者により陸上処理を行い、し渣は玖珠清掃センターで焼却処分する。また、沈渣については、最終処分場にて埋立処分を行う。

玖珠環境衛生センター

所在地： 玖珠郡玖珠町大字戸畑字中釣152番地

処理能力： 52kL/日

処理方式	処理計画量 (年)		汚泥等 推定量 (年)	汚泥等再利用方法
	し尿	浄化槽汚泥		
膜分離高負荷脱窒素処理 +高度処理	2,376 kL	16,968 kL	149 t	普通肥料として利用 (汚泥発酵肥料)